

最 終 保 障 供 給 約 款

別 表 第 1

2026年1月6日実施

大阪ガスネットワーク株式会社

(別表第1)

供 給 区 域

実施期日

この別表第1は、2026年1月6日から実施いたします。

(1) 「全域供給区域」

大阪市、泉大津市、松原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、忠岡町、田尻町、豊中市、吹田市、摂津市、八尾市、柏原市、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、明石市、播磨町、八幡市、向日市、大山崎町、久御山町、三郷町、王寺町

(2) 「一部供給区域」

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	堺 市	堺区 全域。
		中区 〃
		東区 〃
		西区 〃
		南区 別所を除く。
		北区 全域。
		美原区 〃
	岸和田市	次の区域を除く。 1. 「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 2. 「府道枚方富田林泉佐野線」より北のうち上白原町、河合町、積川町、内畑町、神於町。
	貝塚市	次の区域を除く。 1. 「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 2. 「府道枚方富田林泉佐野線」より北のうち木積。
	泉佐野市	次の区域を除く。 1. 大木。 2. 日根野、上之郷のうち「樫井川」より南。 3. 南中岡本のうち「国道26号線」より南。 4. 南中樫井のうち (1) 「府道と歌山貝塚線」より南のうち ① 「府道新家田尻線」より西。 ② 「府道新家田尻線」より東で「樫井川」より南。 (2) 「府道と歌山貝塚線」より北のうち 「市道樫井日枝神社2号線」「市道樫井日枝神社線」より西で「国道26号線」より南で「市道樫井5号線」より東。 以外の区域。 5. 土丸のうち (1) 「阪和自動車道」より南。 (2) 「阪和自動車道」より北のうち「樫井川」より南。 6. 岡本五丁目のうち「国道26号線」より南。
	富田林市	甘南備、龍泉、嬉、横山、別井一丁目～五丁目を除く。
	河内長野市	1. 小塩町、大矢船北町、大矢船中町、大矢船南町、大矢船西町、南ヶ丘、北青葉台、南青葉台、南花台一丁目～八丁目、旭ヶ丘。 2. 小山田町のうち「府道枚方富田林泉佐野線」より南。 3. 高向のうち「石川」より南。 4. 日野のうち「府道長野葛城線」より北（「金剛生駒国定公園」を除く）。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	河内長野市	5. 松ヶ丘西町のうち「市道錦ヶ丘2号線」「市道錦ヶ丘1号線」より北。 6. 楠ヶ丘のうち (1)「市道三日市1号線」より南。 (2)「市道三日市1号線」より北のうち元 高向。 7. 加賀田のうち (1)「府道加賀田片添線」より西で「市道日野加賀田線」より北。 (2) 1680-92・93・98、2300-1・2、2304、2305-1、3723-乙-4。
	和泉市	若樫町、大野町、春木川町、槇尾山町、父鬼町、坪井町、九鬼町、仏並町、小野田町、岡町、下宮町、北田中町、福瀬町、善正町、南面利町、黒石町、国分町、久井町を除く。
	泉南市	次の区域を除く。 1. 信達金熊寺（飛地を除く）、信達楠畑、信達葛畑、信達六尾、信達童子畑、別所。 2. 新家のうち「金剛生駒国定公園地域」。 3. 中小路一丁目のうち元 北野。 4. 北野のうち「樫井川」より東および「国道26号線」より南。 5. 信達岡中のうち「近畿自動車道」より南。
	大阪狭山市	茱萸木八丁目2090を除く。
	阪南市	次の区域を除く。 1. 桑畑（飛地を除く）。 2. 尾崎町二丁目のうち「市道尾崎35号線」より北。 3. 尾崎町三丁目のうち「市道尾崎26号線」より北。 4. 新町のうち「南海本線」より北（飛地を除く）。 5. 貝掛のうち (1)「国道26号線」より北のうち「釈迦坊川」より西および「南海本線」より北。 (2)「国道26号線」より南で「釈迦坊川」より西のうち「久堀川」より西で「市道石田箱作線」より北以外の区域。 6. 山中溪のうち「近畿自動車道」および「市道東鳥取192号線」より南。 7. 箱作のうち「国道26号線」より北のうち「市道箱の浦線」より東および北。
府	熊取町	次の区域を除く。 1. 朝代台、小谷南三丁目・四丁目、高田三丁目、成合北、成合東、成合南、成合西。 2. 和田五丁目のうち元 野田。 3. 朝代東三丁目のうち「町道朝代和田大宮線」より南。 4. 久保三丁目のうち (1)「町道久保高田線」より東。 (2)「町道久保高田線」より西のうち「町道久保線」より北。 5. 高田一丁目のうち「町道久保高田線」より東。 6. 高田四丁目のうち「近畿自動車道」より南および「町道久保高田線」より東。 7. 野田のうち「府道泉佐野打田線」より東で「町道朝代和田大宮線」より南。 8. 久保のうち (1)「近畿自動車道」より南。 (2)「近畿自動車道」より北で「町道五門久保小谷線」より南のうち「町道久保高田線」より東。 9. 小谷のうち「府道枚方富田林泉佐野線」より南。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	熊取町	10. 大久保のうち 「府道泉佐野打田線」より東のうち「町道朝代成合永楽線」より南。
	岬町	1. 望海坂一丁目～三丁目、淡輪山中。 2. 淡輪のうち (1) 「国道26号線」より北のうち「番川」より東。 (2) 「国道26号線」より南。 3. 深日のうち「南海本線」より東で「第二阪和国道」より西。
	河南町	1. 大宝一丁目～五丁目。 2. 山城のうち「大宝15号線」より南で「大宝22号線」より西で「大宝6号線」より北で「大宝7号線支線第1号」より東。 3. 東山のうち「府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線」「町道東山山城線」「町道東山中脇線」「町道東山浦条線」「町道浦条梅川線」より東で「町道一須賀大宝線」より北。
	太子町	太子2402-1・2、2369-1～3。
	池田市	伏尾町のうち大谷を除く。
	高槻市	次の区域を除く。 1. 下、成合、川久保、杉生、田能、中畑、出灰、二料、萩谷月見台、霊仙寺町一丁目、神内、梶原、萩之庄。 2. 萩谷のうち 「府道萩谷西五百住線」より東で「市道萩谷12号線」より西で「市道萩谷14号線」「市道原27号線」より南 以外の区域。 3. 原のうち 「市道原東条下条線」より西で「市道原30号線」より南で「市道塚脇1号線」より東 以外の区域。
	茨木市	次の区域を除く。 1. 車作、安元、忍頂寺、下音羽、上音羽、銭原、泉原、千提寺、佐保、長谷、清阪。 2. 生保のうち元 福井以外の区域。 3. 彩都あかねのうち元 佐保。
	箕面市	次の区域を除く。 1. 勝尾寺および国有林。 2. 上止々呂美、下止々呂美のうち「余野川」より東。
	島本町	大沢、尺代、東大寺を除く。
	豊能町	吉川、新光風台一丁目～五丁目、光風台一丁目～六丁目、ときわ台一丁目～六丁目、東ときわ台一丁目～九丁目。
	能勢町	1. 倉垣のうち「府道亀岡能勢線」より南で「町道上田尻嘉村線」より北。 2. 上田尻のうち「府道吉野下田尻線」より南で「町道上田尻嘉村線」より北。
	大東市	龍間、寺川、中垣内、野崎、北条を除く。
	四條畷市	次の区域を除く。 1. 逢阪、南野。 2. 上田原のうち「阪奈道路」より南。 3. 下田原のうち「国道163号線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
大 阪 府	交野市	次の区域を除く。 1. 傍示、寺、私市山手一丁目・二丁目。 2. 私部のうち「ＪＲ片町線」より東。 3. 私市のうち 「天野川」より東のうち 「市道私市東廻り線」より東で「市道私市9号線」より南で「市道私市山手15号線」より西で「市道私市山手線」より西および北以外の区域。
	関西国際空港。	

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	西宮市	次の区域を除く。 1. 杜家郷山、名塩茶園町（元 塩瀬町名塩クチハメ谷を除く）、名塩ガーデン、名塩山荘、名塩二丁目・三丁目、名塩美山。 2. 東山台五丁目のうち元 塩瀬町名塩前坂。 3. 名塩一丁目のうち (1) 元 塩瀬町名塩北簗山、南簗山、辻堂ノ奥。 (2) 元 塩瀬町名塩東垣内のうち「市道塩第35号線」より南。以外の区域。 4. 名塩東久保のうち 元 塩瀬町名塩奥保、上狐丸、北山、下二軒谷垣内、西等ケ谷、滑づ、上滑以外の区域。 5. 塩瀬町名塩のうち (1) 寅ヶ瀬、小川ノ向、開ノ鼻、開ノ岡、船田、下垣内、猪見ヶ原、上東道、船山、赤尾、上登尾、中登尾、下金場、滝ノ向、手間ヶ辻、ドン尻、カニ池、宮ノ谷山、宮ノ谷、土林、大林、六ツ池、金場向、中尼子谷、踊場、東野際、アクセ、野際、西野際、奥保、中奥保、箱木原、下滑、クチハメ谷、西奥保、西等ケ谷、西ショウブ、松尾、午ヶ瀬、土林上、上金場、溝辺、下尼子谷、水木谷、辻堂ノ奥、辻堂、下尼ヶ谷。 (2) 北山のうち ① 「ドン尻丘道」より西。 ② 「細ノ谷川」より南および「市道塩第372号線」より南。 (3) 西野条、助垣内のうち「中国自動車道」より南。 (4) 「中国自動車道」「国道176号線」より南で「水木谷」より東。 (5) ショウブ、茶園場、米山、丸尾のうち「国道176号線」より南。以外の区域。 6. 山口町のうち (1) 「有馬川」より西のうち中野、名来、香花園（元 上山口を除く）、中野一丁目・二丁目。 (2) 「有馬川」より東のうち ① 「中国自動車道」より南で「国道176号線」「旧 国道176号線」「市道山第425号線」「国道176号線」より北。 ② 「国道176号線」より南で、「市道山第39号線」「市道山第38号線」「市道山第40号線」より西で、「市道山第45号線」「県道大沢西宮線」より北。 ③ 「市道山第45号線」「県道大沢西宮線」より南のうち上山口四丁目。以外の区域。
	宝塚市	「県道塩瀬宝塚線」より西および「県道切畑多田院線」より北を除く。
	川西市	次の区域を除く。 1. 黒川、横路、若宮。 2. 国崎のうち小路以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県 市	猪名川町	原、紫合、柏梨田、差組、白金一丁目～三丁目、若葉一丁目・二丁目、松尾台一丁目～四丁目、伏見台一丁目～五丁目、つつじが丘一丁目～五丁目、荘苑一丁目～三丁目、上野、広根。
	東灘区	全域。
	灘区	〃
	兵庫区	〃
	長田区	〃
	須磨区	〃
	垂水区	〃
	中央区	〃
	神 戸 市 北区	次の区域を除く。 1. 有馬町、淡河町。 2. 八多町のうち (1) 附物、西畑、屏風、深谷。 (2) 上小名田のうち井出ノ上、ふけ、下スゴ、中前元、平田垣内、トノ垣内、梶屋垣内、鯖ノワタ、友釜、畑ノ垣内、音谷、天井垣内、寺ヶ花、末釜口、末釜奥、ニヨリ坂、八坂、メグリ、石原、大ノシカ、アマ淵、コメノ木、出羽、雨谷、葉師谷、雉子谷、奥ノ谷、宮ノ下、中、高町、玉泉、坂ノ裾、北谷、谷垣内、寺垣内、エンホウ、床浪、ミコ垣内、中前ノ本、梶谷垣内、九々ノ木、西谷、仲、高田ノ下。 (3) 下小名田のうち ① 平井、四反田廻り、日屋、寺谷奥、寺谷上通、取坂、馬場北通、宮ノ前、馬場南通、丁田、小林廻り、田畑垣内、原地谷、宮ヶ谷、原地奥、森廻り、鉄村、北谷、米山谷、ガントウダニ、宮ノ、京地谷、城ノ垣内上、宮元。 ② 大谷口のうち「市道八多里88号線」より東。 (4) 中のうち ① 菅谷、口その谷、吉安、林ヶ谷、谷田、新谷。 ② アフギ、向畑のうち「市道数合谷越線」より西。 (5) 柳谷のうち九日田、呑取、大脇、角ヶ谷、中谷、下西谷、後白、蓮池垣、林垣、町垣、釜ヶ谷、湯ノ谷、下湯ノ谷、上湯ノ谷。 (6) 吉尾のうち櫛ノ堂、安場、五龍、西側、山添、ふけ、学校辻、干ヶ谷、友釜、大田フケ、ミコ垣内、大町、堀切、中筋、今北、中通、マタニ、鹿堀、大松、龍元、山崎、介垣、川添、桐山、木戸、平井、城ノ越、北大畑、南大畑、馬渡、上藤原、奥ノ谷、下藤原、八坂、宮ヶ谷、九日田、一里山、面水、中ノ上、下五龍、上五龍、上安場、西山、三ツ池山、清水谷、但馬谷、元奥ノ谷、小谷、西ノ池、奥大畑、笹池、古池、城山、呑取。 3. 道場町のうち (1) 道場、平田、生野、塩田。 (2) 日下部のうち「有野川」より東。 4. 長尾町のうち (1) 宅原。 (2) 上津のうち ① 深山池ノ西、西若林、切道、菰谷、浮谷、神子谷奥、ダウド、西谷ノ南、大西垣内、西高津甲、杭ヶ内、井込谷、上平井谷、土器谷、西谷、六郎ヶ谷、八ヶ坪、赤子背、東谷、奥谷、鍛冶屋垣内、雨堤、堂ノ前、下地ヶ谷、七ツ谷、坊ヶ内、奥ノ小谷、高坂、姥ヶ谷、今西、石田ヶ越。

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	神戸市 北区	② 上垣内、袋谷、木ノ元のうち「中国自動車道」より西。 ③ 土井ノ内、ドヘノ跡、火打坂、下保代、梅の脇、塚ヶ坪のうち「市道上津谷線」より南。 ④ 正権寺のうち「県道西脇三田線」より北。 以外の区域。 5. 山田町のうち「県道神戸加東線」より北で「国道428号線」より西。 6. 大沢町のうち (1) 上大沢のうち沢内、善入東、善入下、善入上、善入西明、善入馬田、グアガ谷、細池西、細池下、細池中、細池上、細池東、尾通帽子、井尻上、井尻下、井尻、井尻柳池、畑ヶ谷、梅ヶ谷東、西谷、西谷上、西谷東小谷、細池口。 (2) 市原のうち ① 笹ヶ谷、野垂、美之谷、百合林、原久谷。 ② 正厳寺のうち「県道西脇三田線」より北。 以外の区域。
	神戸市 西区	次の区域を除く。 1. 神出町。 2. 岩岡町のうち (1) 野中。 (2) 岩岡のうち「県道大久保稲美加古川線」より西。 (3) 古郷のうち ① 古知庵、西場、添池下、白古瀬、前山、広谷、古力、辻ケ内、南場、十三号池、大南原、寛政池、大池下。 ② 福吉西のうち「印籠川」より北で「市道古郷第207号線」「市道岩岡里342号線」より西。 (4) 西脇のうち山ノ神、壘谷、中島、岩ヶ岡、一本松、十二号池。
	三木市	1. 君が峰町、大塚一丁目・二丁目、芝町、府内町、上の丸町、本町一丁目～三丁目、福井一丁目～三丁目、末広一丁目～三丁目、さつき台一丁目・二丁目、大村一丁目、自由が丘本町一丁目～三丁目、岩宮、平田一丁目・二丁目、加佐一丁目。 2. 大塚のうち下り松、高町、出張。 3. 福井のうち (1) 喜春、鷹尾、高野。 (2) 三木山のうち ① 「市道三木山幹線」「市道三木山総合公園小林線」より東。 ② 「県道加古川三田線」より北。 ③ 「県道神戸三木線」より西で「市道福井小林線」より東。 4. 宿原のうち (1) 新田山、狩屋谷、西山、赤松ノ谷、寺ノ前、開キ谷。 (2) 門前、門前ノ西のうち「県道三木三田線」より南。 (3) 三昧ノ下のうち「県道三木三田線」より南および「県道三木環状線」より西。 (4) 二位谷1279番。 5. 加佐のうち「山陽自動車道」より南。 6. 平田のうち (1) 「県道三木山崎線」より北で「金剛寺谷川」より東で「山陽自動車道」より南。 (2) 道ノ上、岸ノ上、足田のうち「県道三木山崎線」より南。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	三木市	7. 大村のうち (1) 堀端、高柳、川ノ上。 (2) 砂、谷後、寺カイチ、坊貝チ、北山のうち「県道三木山崎線」より南。 (3) 城ノ前、宮カネのうち「国道175号明石舞鶴線」より東。 8. 別所町のうち (1) 高木、朝日ヶ丘、近藤。 (2) 小林のうち釜ヶ谷。 9. 志染町のうち (1) 青山一丁目～七丁目。 (2) 四合谷のうち ① 西谷615番～617番。 ② 「市道広野窟屋線」より北で「四合谷川」「細目川」より西。 (3) 西自由が丘一丁目・二丁目。 (4) 中自由が丘一丁目～三丁目。 (5) 東自由が丘一丁目～三丁目。 (6) 吉田のうち芝林、一本松谷、新田山、山の神、寺谷、大歳前、丸山。 (7) 細目のうち橋ヶ谷。 (8) 広野一丁目。 (9) 広野五丁目のうち元 志染町広野上池の谷。 (10) 広野八丁目のうち元 志染町広野上池の谷、下二子谷、上二子谷。 (11) 高男寺のうち 瀧ヶ谷のうち「市道窟屋環状線」より南。 (12) 窟屋のうち ① ヤケ尾、五台山、西谷、本谷、中尾。 ② 上ヶ原のうち「市道窟屋環状線」より南。 ③ 岩屋谷のうち「市道窟屋2号線」より南。 (13) 広野のうち奥ノ谷口、奥ノ谷、常尾谷。 (14) 三津田のうち ① 熊ヶ谷、西亀屋、亀屋。 ② 西谷、西谷山のうち「県道平野三木線」より北。 ③ 東栗林、西栗林のうち「市道細目三津田線」より南。 (15) 御坂のうち ① 岩井口のうち「市道窟屋2号線」より東で「市道細目三津田線」より南。 ② 奥三兵衛垣内、市原のうち「市道細目三津田線」より南。 ③ 老谷。 ④ 法鑑のうち「市道御坂北線」より北。 ⑤ 岩ノ前、田中のうち「県道三木三田線」より北。 ⑥ 黒岩ノ前のうち「市道御坂北線」より北。 ⑦ 宮ノ東のうち「県道三木三田線」より北で「市道御坂北線」より東。 (16) 大谷のうち ① 鷹尾、千條谷、南谷。 ② 明蓮寺のうち「市道大谷線」より東。 ③ 随光のうち「県道神戸加東線」より東。 (17) 戸田のうち ① 西谷、中尾、山ノ口、東奥谷、奥谷。 ② 墓尾、柳谷のうち「県道三木三田線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	三木市	③ 栃谷のうち「県道三木三田線」より北。 ④ 場中のうち「県道三木三田線」より北。 ⑤ 仲ヶ市のうち「県道三木三田線」より北のうち「市道堂大日線」より北。 ⑥ 十力のうち「県道三木三田線」より北で「市道藪本線」より東。 10. 緑が丘町のうち (1) 本町一丁目・二丁目、西二丁目～五丁目、中二丁目・三丁目、東一丁目～四丁目。 (2) 西一丁目のうち元 緑が丘町西一丁目。 (3) 中一丁目のうち元 緑が丘町中一丁目。 11. 吉川町みなぎ台一丁目・二丁目。 12. 吉川町鍛冶屋のうち (1) 中ノ坪、浅之谷、畑谷、庵ノ谷、岩井谷、山添、森ノ本、川ノ上、西谷、外ヶ波。 (2) 小橋（元 吉川町大畑のうち大谷、鬼席、久保を除く）。 (3) 天王（元 吉川町大畑のうち大谷を除く）。 13. 吉川町大畑のうち (1) 堂本、中通。 (2) 大谷のうち元 吉川町鍛冶屋のうち天王、畑谷、岩井谷。 (3) 鬼席のうち元 吉川町鍛冶屋のうち天王。 (4) 久保のうち元 吉川町鍛冶屋のうち小橋。 14. 吉川町上荒川のうち奥山。 15. 吉川町畑枝のうち壹本松、真谷。 16. 吉川町新田のうち屋寄。
	三田市	1. 池尻、上深田、下深田、友が丘一丁目～三丁目、狭間が丘一丁目～五丁目、武庫が丘一丁目～八丁目、弥生が丘一丁目～六丁目、富士が丘一丁目～六丁目、あかしあ台一丁目～五丁目、すずかけ台一丁目～四丁目、けやき台一丁目～六丁目、ゆりのき台一丁目～六丁目、学園一丁目～八丁目、テクノパーク、西山一丁目・二丁目、天神一丁目～三丁目、さくら坂、高次一丁目・二丁目、南が丘一丁目・二丁目、横山町、対中町、相生町、中央町、駅前町、宮脇、屋敷町、中町、三田町、寺村町、広沢、下内神、中内神、福島、福島一丁目～三丁目、学園上ヶ原、八景町。 2. 貴志のうち美内、吉谷、大先、奈良、平方。 3. 沢谷のうち平町、政レゴ、福田垣内、永禪寺谷、南山、畑田、岩脇、松田、神田、広田、小田、七合池、大神石。 4. 西野上のうち北谷、下西山、中西山、上西山、上山添、前田、上通り、菰尾、川の上。 5. 溝口のうち天通り、西谷、下林、上林。 6. 下相野のうち (1) 早稲田。 (2) 「近畿自動車道敦賀線」より西。 7. 上内神のうち (1) 長井、中島、才の谷、地藏田、とち、宮ノ下、西ノ勝、奥ノ谷、茶木ノ下。 (2) 永禪谷、森勝、岡ヶ谷、遠メのうち「内神川」より東。 (3) 「県道三田西インター吉川線」「県道三田西インター線」より北。 8. 大原のうち (1) 本谷。

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	三田市	(2) 水取のうち「市道大原貴志線」より北。 (3) 「国道176号線」より東で「市道大原友が丘線」より南。 9. 川除のうち (1) 「国道176号線」より北。 (2) 「武庫川」「池尻川」より南。 10. 三輪のうち (1) 「市道三輪香下線」「市道三輪ゴルフ場線」より西。 (2) 小島田。 11. 三輪一丁目・三丁目・四丁目。 12. 三輪二丁目のうち (1) 「JR福知山線」より北で「市道三輪片浮線」より東。 (2) 「JR福知山線」より南で「西谷川」より東で「武庫川」より北。 13. 桑原のうち「山田川」より西。 14. 高次のうち泓、大深、諏訪原、藤野、池谷、狐ヶ谷。 15. 下田のうち「武庫川」より北で「山田川」より西。 16. 下井沢、上井沢のうち「武庫川」より東。 17. 加茂のうち「青野川」より西。
	加東市	1. 南山一丁目～六丁目。 2. 横谷のうち (1) 「県道平木南山線」より西。 (2) 魚ヶ鼻のうち「県道西脇三田線」より南。 (3) オノ前のうち「県道平木南山線」より東で「県道西脇三田線」より南。 3. 佐保、沢部。 4. 河高のうち黒石。
	姫路市	次の区域を除く。 1. 林田町、船津町、山田町、相野、西脇、太市中、石倉、白鳥台一丁目～三丁目、緑台一丁目・二丁目、刀出、六角、刀出栄立町、広嶺山。 2. 勝原区のうち (1) 丁。 (2) 下太田のうち西山、坂田以外の区域。 3. 花田町のうち「国道2号線」より北のうち 加納原田、上原田、小川、勅旨、一本松 以外の区域。 4. 別所町のうち 「国道2号線」より北のうち (1) 別所、北宿、佐土、佐土二丁目・三丁目、別所三丁目～五丁目。 (2) 佐土新のうち向ヒ畑、向ヒ薬師。 以外の区域。 5. 打越のうち「山陽自動車道」より北。 6. 豊富町のうち 豊富のうち「市川」より西 以外の区域。 7. 飾東町のうち 庄 以外の区域。 8. 香寺町相坂、香寺町岩部、香寺町久畑、香寺町香呂、香寺町田野、香寺町恒屋、香寺町中寺、香寺町中仁野、香寺町中村、香寺町中屋、香寺町野田、香寺

府県名	市町村区名	内 容
兵 庫 県	姫路市	町土師、香寺町広瀬、香寺町溝口、香寺町矢田部、香寺町行重。 9. 安富町安志、安富町植木野、安富町塩野、安富町末広、安富町瀬川、安富町関、安富町狭戸、安富町枋原、安富町長野、安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河。 10. 家島町坊勢、家島町真浦、家島町宮。 11. 夢前町芦田、夢前町蒔野、夢前町糸田、夢前町置本、夢前町高長、夢前町護持、夢前町古瀬畑、夢前町古知之内、夢前町神種、夢前町塩田、夢前町書写、夢前町新庄、夢前町杉之内、夢前町菅生澗、夢前町玉田、夢前町塚本、夢前町寺、夢前町戸倉、夢前町野畑、夢前町前之内、夢前町又坂、夢前町宮置、夢前町山富、夢前町山之内。
	相生市	相生、桜ヶ丘町。
	太子町	1. 馬場、鶴、米田、糸井、矢田部、立岡、東保、東南、東出、蓮常寺、老原、太田、福地、竹広、沖代、佐用岡。 2. 阿曾のうち「県道門前鶴線」より北。 3. 山田のうち「太子龍野バイパス」より北。
	加古川市	次の区域を除く。 1. 上荘町、平荘町、志方町。 2. 八幡町のうち上西条、下村、宗佐、野村、船町。 3. 東神吉町のうち升田、天下原。 4. 西神吉町のうち (1) 鼎、宮前。 (2) 辻のうち「法華山谷川」より南で「県道飾東宝殿停車場線」より西以外の区域。
	赤穂市	西浜町、中広、鵜和。
	高砂市	次の区域を除く。 阿弥陀町のうち 1. 北山、長尾。 2. 北池のうち「国道2号線」より北。 3. 魚橋のうち「国道2号線」より北のうち「法華山谷川」より北および西。
	小野市	住吉町、菅田町、山田町、池尻町。
	加西市	北条町東高室、鎮岩町、段下町、下宮木町。
	たつの市	1. 新宮町光都一丁目～三丁目。 2. 新宮町下蒔原のうち「角亀川」より西。 3. 龍野町大道、龍野町富永、龍野町日飼、龍野町堂本、龍野町島田、揖保町揖保中、揖保町今市、揖保町山下。 4. 誉田町福田のうち「国道2号線（太子竜野バイパス）」より南。
	稲美町	1. 和田、幸竹、国岡一丁目～六丁目、国北一丁目・二丁目、蛸草、岡、六分一、国安一丁目～四丁目、森安、国安、中村。 2. 国岡のうち 「県道宗佐土山線」より西で「町道1003号線」より北以外の区域。 3. 印南のうち「県道六分一神出線」より南で「町道3396号線」より西。

府県名	市町村区名	内 容
兵庫県	上郡町	光都一丁目～三丁目。
	佐用町	光都一丁目。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	京 京	上京区 全域。
		中京区 〃
		下京区 〃
		東山区 〃
		南区 〃
	右京区	次の区域を除く。 1. 鳴滝のうち吉兆谷、沢、三本松、池ノ谷。 2. 梅ヶ畑のうち 向ノ地町、畑ノ下町、畑町、藪ノ下町、中田町、山崎町、古田町、高鼻町 以外の区域。 3. 北嵯峨のうち朝原山町。 4. 嵯峨鳥居本のうち深谷町。 5. 嵯峨のうち亀ノ尾町、亀山町、愛宕町。 6. 嵯峨清滝、嵯峨水尾。 7. 京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井崎町、京北井戸町、京北宇 野町、京北漆谷町、京北大野町、京北小塩町、京北柏原町、京北片波町、京 北上黒田町、京北上中町、京北上弓削町、京北熊田町、京北五本松町、京北 塩田町、京北室谷町、京北下町、京北下宇津町、京北下熊田町、京北下黒田 町、京北下中町、京北下弓削町、京北周山町、京北岸生町、京北田貫町、京 北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北鳥居町、京北中江町、京 北西町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北細野町、京北宮町、 京北矢代中町、京北弓槻町。
	都 都	次の区域を除く。 1. 下山田、松尾谷松尾山町。 2. 嵐山のうち北松尾山。 3. 松尾のうち北松尾山、南松尾山。 4. 松室のうち北松尾山。 5. 山田のうち南松尾山、鳴子尾山、捻木尾、鈴ヶ尾、林、高尾。 6. 大枝杵掛町のうち (1) 「国道9号線」より南で「府道大山崎大枝線」より西。 (2) 「国道9号線」より北で「カマ谷川」より西。 7. 大原野のうち小塩町、石作町、外畑町、出灰町。
		西京区
		伏見区
	府 市	次の区域を除く。 1. 大宅のうち奥山。 2. 大塚のうち葎ヶ谷、向畑町。 3. 東野のうち東山。 4. 西野のうち東山。 5. 小山のうち (1) 長尾、北谷、大石山、御坊ノ内町、小川町、谷田山。 (2) 一石畑のうち「名神高速道路」より東。 6. 竹鼻のうち火打谷、忠兵衛谷、走り谷。 7. 音羽平林町のうち「名神高速道路」より東。
		山科区

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	京 北 区	次の区域を除く。 - 上賀茂のうち十三石山。 - 西賀茂のうち小峠、檜谷、烏帽子岩、中島町、妙見堂、西萩原、西山、傍示ヶ尾、宮山、壇ノ尾、西二ノ坂、笠松、城山、鶯谷、西中尾、宮ノ谷、鍵磨岩、氷室町、西氷室町、勧請、松茸島、谷中、唄ノ尾、万寿峠、尾横、由利ノ向、蓬来谷、卯ノ谷、栩谷。 - 大宮のうち二ノ坂、秋葉山、萩原。 - 鷹峯のうち船水、牛ヶ首、御蔵尾、堂ノ庭町、滑地、赤坂、冠岩、大谷町、長坂、一ノ坂、仏谷、護法ヶ谷、桃山、堀越町、焼尾、地獄谷、大山、菩提、西菩提、扇ヶ原、長尾、西流尾、東奥長谷、奥長谷、皿谷、笹ヶ尾、株地、株地天ヶ峰、八ヶ所、逆二ツ岩町、大日町。 - 大北山のうち長谷町、原谷乾町、松鷗山町。 - 中川、小野、雲ヶ畑。
	都 左京区	次の区域を除く。 - 修学院のうち桂谷、牛ヶ額、丸子青良ヶ谷、段ノ尾、音羽谷、尺羅ヶ谷四明ヶ嶽、寺谷、梅谷、杉谷、淵ヶ谷。 - 一乗寺のうち花ヶ谷、大谷、坂端、城、風呂ヶ谷、中尾ヶ谷、長尾、割ヶ谷、ヤヶ谷、黒目ヶ谷、井手ヶ谷ススガ平、井手ヶ谷菰蒲平、井手ヶ谷調専口、井手ヶ谷エノ木ヶ尾、病ダレ、勢ヶ谷、砂坂、三百坊、延暦寺山、堀切、馬坂、南高山、北高山、ボヶ谷、艾谷、西楽ヶ谷、東楽ヶ谷、地獄谷、シ谷、井手ヶ谷、池ヶ谷、掛橋、厩ヶ谷、ヌノ滝、天ヶ丸。 - 北白川のうち重石町、小亀谷町、向ヶ谷町、南ヶ原町、中山町、蓬ヶ谷町、岩坂町。 - 浄土寺のうち打越町、広帖町、提灯山町、七廻り町、大山町。 - 鹿ヶ谷のうち大黒谷町、菰蒲谷町、栗木谷町、善気山町、多頂山町。 - 栗田口のうち如意ヶ嶽町。 - 静市のうち - 静原町。 - 市原町のうち「府道下鴨静原大原線」より西のうち「市道静市6号線」より北で「長代川」より南。 - 八瀬（野瀬町を除く）、大原、鞍馬、花背、久多、広河原。
	市 宇治市	次の区域を除く。 - 志津川、炭山、二尾、池尾、東笠取、西笠取、白川。 - 槇島のうち六石山、槇尾山、槇永山。
	市 亀岡市	- 南つつじヶ丘、中矢田町、薊田野町太田、大井町並河、大井町南金岐、余部町、追分町。 - 亀岡駅北一丁目～三丁目。 - 東つつじヶ丘曙台四丁目（元 篠町広田三丁目を除く）。 - 東つつじヶ丘曙台三丁目のうち元 篠町広田前山。 - 西つつじヶ丘五月台一丁目のうち元 篠町浄法寺。 - 篠町のうち - 広田火打坂、浄法寺、夕日ヶ丘一丁目～四丁目。 - 広田前山のうち「京都縦貫自動車道」より北。 - 広田三丁目のうち元 広田火打坂、広田前山。 - 篠のうち「国道9号線」より南で「京都縦貫自動車道」より北。 - 王子のうち「国道9号線」より南で「鵜ノ川」より西で「京都縦貫自動車道」より北。 - 古世町のうち 「国道9号線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	亀岡市	(2)「国道9号線」より南で「府道枚方亀岡線」より東で「年谷川」より西。
	城陽市	1. 上津屋、平川、久世、寺田、水主、枇杷庄、長池、富野、観音堂、令涼つむぎ。 2. 奈島のうち「国道24号線」より西。
	長岡京市	浄土谷を除く。
	井手町	多賀。
	宇治田原町	贅田、立川。
	京田辺市	水取、天王、高船、打田を除く。
	木津川市	次の区域を除く。 1. 木津町のうち「井関川」より南で「市道中ノ島五丁目線」より西以外の区域。 2. 相楽のうち (1) 袋樋、オノ神、大仙堂、土師山、朝苅、相楽山、山松川。 (2) 荒神塚のうち「国道163号線」より南。 (3) 「J R片町線」より南のうち「国道163号線」より北および東以外の区域。 3. 市坂のうち (1) 湯屋田、奈良道、寒谷。 (2) 「J R関西本線」より西のうち水干、六本木以外の区域。 4. 吐師のうち「J R片町線」より東。 5. 木津のうち 「J R関西本線」より西のうち (1) 「J R片町線」より南および西。 (2) 上戸のうち「J R片町線」より東。 (3) 雲村のうち「J R片町線」より東のうち「国道24号線」より東で「市道殿城灯籠寺線」より南。 (4) 「J R片町線」より東で「市道内垣外内田山線」より南以外の区域。 6. 鹿背山のうち細川、垣ノ内、塩田、当田、東大平、西大平、狸谷、立ヶ尻、二反田、車谷、頓登路里。 7. 加茂町井平尾、加茂町岩船、加茂町岡崎、加茂町奥畑、加茂町大畑、加茂町河原、加茂町観音寺、加茂町北、加茂町北下手、加茂町北大門、加茂町勝風、加茂町銭司、加茂町高去、加茂町辻、加茂町西、加茂町西小、加茂町東小上、加茂町東小下、加茂町法花寺野、加茂町南下手、加茂町南大門、加茂町森、加茂町山田、加茂町例幣、加茂町美浪。 8. 加茂町尻枝のうち広芝、櫛以外の区域。 9. 加茂町大野のうちウヅ、北出畑以外の区域。 10. 加茂町高田のうち京内、東山以外の区域。 11. 加茂町兎並のうち (1) 「府道奈良加茂線」より東で「新川」より西（船屋、法徳寺、内垣外を除く）。 (2) 沼、東前田。 以外の区域。 12. 山城町上粕、山城町綺田、山城町平尾、山城町椿井、山城町北河原、山城町神童子。
	精華町	1. 菱田、植田、山田、桜が丘一丁目～四丁目、精華台一丁目～九丁目、光台一丁目～九丁目、祝園西一丁目、粕田一丁目・二丁目。

府県名	市町村区名	内 容
京 都 府	精 華 町	2. 祝園、菅井のうち「J R片町線」より西。 3. 下狛、北稲八間、南稲八妻のうち「煤谷川」より東。 4. 乾谷のうち (1) 「国道163号線」より南。 (2) 金前。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	奈良市	次の区域を除く。 - 興ヶ原町、邑地町、丹生、北野山町、柳生下、柳生町、大保町、阪原町、大柳生町、大平尾町、水間町、別所町、柚ノ川町、広岡町、狭川町、西狭川町、狭川西町、狭川東町、北村町、須川町、南ノ庄町、園田町、法用町、中ノ川町、生流里町、大慈山町、忍辱山町、誓多林町、今市町、沓掛町、日笠町、大野町、中貫町、中ノ庄町、南田原町、長谷町、此瀬町、横田町、茗荷町、和田町、須山町、矢田原町、中畑町、菩提山町、北椿尾町、南椿尾町、興隆寺町、米谷町、田原春日野町、高樋町、虚空蔵町、窪ノ庄町、山町、八島町、柴屋町、田中町、池田町、東鳴川町、平清水町、鉢伏町、横井町、横井一丁目～七丁目、藤原町、鹿野園町。 - 白毫寺町のうち「県道奈良名張線」より南で「市道北部第551号線」より東。 - 古市町のうち 「県道高畑山線」より西のうち (1)「国道169号線」より東。 (2)「国道169号線」より西のうち「県道奈良大和郡山線」より南。 - 月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野。 - 都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町。
	大和高田市	大谷のうち「国道165号線」より北で「市道3005号線」より西。
	大和郡山市	次の区域を除く。 - 番匠田中町、井戸野町、石川町、白土町、発志院町、中城町、伊豆七条町、横田町、櫟枝町、新庄町、八条町、宮堂町、長安寺町、大江町、杉町、本庄町、上三橋町。 - 額田部南町のうち「佐保川」より東。 - 若槻町のうち「県道大和郡山環状線」より南。 - 番条町のうち「佐保川」より東で「県道大和郡山環状線」より南。
	天理市	- 田町、丹波市町、守日堂町、御経野町、勾田町、柚之内町、布留町、三島町、川原城町、田部町、別所町、指柳町、前栽町、田井庄町、富堂町、杉本町、平等坊町、小路町、荒蒔町、東井戸堂町、西井戸堂町、合場町、南六条町、二階堂上ノ庄町、中町。 - 豊井町（550番地～743番地を除く）。 - 石上町（1090番地～1395番地を除く）。 - 豊田町（1200番地～1240番地を除く）。 - 岩室町のうち「国道25号線」より北。 - 三昧田町、永原町のうち「ＪＲ桜井線」より東。 - 嘉幡町のうち (1)「大和川」より北で「国道24号線」より西で「布留川北流」より南。 (2)「布留川北流」より北。 - 櫟本町のうち「国道169号線」より東。 - 檜町飛地。
	生駒市	次の区域を除く。 - 小倉寺町、大門町、藤尾町、鬼取町、西畑町、ひかりが丘一丁目～三丁目。 - 高山町のうち

府県名	市町村区名	内 容
奈 良 県	生駒市	(1) 「県道枚方大和郡山線」より東のうち「県道生駒精華線」より北。 (2) 「県道枚方大和郡山線」より西のうち「国道163号線」より北。 3. 北田原町のうち「国道163号線」より北。 4. 南田原町のうち「阪奈道路」より南。
	香芝市	次の区域を除く。 1. 畑、畑一丁目～七丁目、藤山一丁目、本町、磯壁一丁目～七丁目、磯壁、良福寺、鎌田、逢坂一丁目～三丁目、北今市一丁目・二丁目、五位堂一丁目・二丁目・五丁目、下田西三丁目・四丁目、狐井。 2. 下田東一丁目のうち元 北今市。 3. 田尻のうち「国道165号線」より南。 4. 穴虫のうち (1) 「国道165号線」より南。 (2) 「市道7-095号線」「市道4-036号線」より東で「市道4-047号線」「市道7-095号線」「市道7-092号線」より南。 5. 上中のうち「JR和歌山線」より東で「西名阪自動車道」より南。 6. 逢坂四丁目～六丁目のうち「すがる川」より南。 7. 北今市三丁目・五丁目のうち「すがる川」より南。 8. 高のうち「JR和歌山線」より東。 9. 五位堂のうち「近鉄大阪線」より南。
	平群町	次の区域を除く。 1. 鳴川。 2. 「竜田川」より東のうち (1) 白石畑、平等寺、椿井、三里。 (2) 下垣内、吉新二丁目～四丁目のうち「近鉄生駒線」より東。
	斑鳩町	次の区域を除く。 1. 阿波。 2. 「竜田川」より東で「国道25号線」より北のうち (1) 「県道奈良大和郡山斑鳩線」より東。 (2) 「県道奈良大和郡山斑鳩線」より西のうち ① 法隆寺東一丁目、法隆寺北一丁目・二丁目、龍田北一丁目～六丁目、龍田一丁目～四丁目、法隆寺西二丁目。 ② 三井のうち「町道201号線」「町道205号線」「町道252号線」より南。 ③ 法隆寺のうち「町道157号線」より東で「町道252号線」より南。 以外の区域。
	安堵町	次の区域を除く。 1. 笠目のうち「富雄川」より東。 2. 西安堵のうち「県道天理斑鳩線」より北。 3. 窪田のうち「岡崎川」より南。 4. 岡崎のうち 「西名阪自動車道」より南のうち 「町道岡崎杉本線」より西で「岡崎川」より北以外の区域。 5. 東安堵のうち 「県道天理斑鳩線」より北のうち 小山東、駿河、小林、黒味田、中島、中島ホウジ、ホウジ中島、ホウジ、北五反田、都田以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
奈良県	田原本町	1. 小阪、阪手、千代、八尾、新町、保津、十六面、三笠、薬王寺。 2. 「寺川」より西のうち「町道阪手八尾大橋線」「町道新町1号線」「町道根太黒田線」「町道宮古23号線」より南で「京奈和自動車道」より東で「県道大和高田桜井線」より北（新町、保津、十六面、三笠、薬王寺、千代、秦庄、新木、宮森、矢部を除く）。
	上牧町	下牧、下牧一丁目～七丁目、片岡台一丁目～三丁目、桜ヶ丘一丁目～三丁目、葛城台一丁目～五丁目、服部台一丁目～五丁目、滝川台一丁目・二丁目、友が丘一丁目・二丁目、緑ヶ丘一丁目・二丁目、米山台一丁目～六丁目、中筋出作、ゆりが丘一丁目、ささゆり台一丁目～三丁目、上牧。
	広陵町	次の区域を除く。 1. 「県道河合大和高田線」より東（平尾、三吉を除く）。 2. 平尾、三吉のうち「高田川」より東。
	河合町	川合、池部、長楽、池部一丁目～三丁目を除く。
	川西町	「大和川」より南のうち 1. 「寺川」より北。 2. 「寺川」より南のうち (1) 保田。 (2) 「飛鳥川」より東で、「県道天理王寺線」「町道唐院25号線」「町道唐院24号線」より北で、「町道唐院31号線」より西で、「町道梅戸33号線」より北（保田を除く）。

府県名	市町村区名	内 容
和歌山県	和歌山市	次の区域を除く。 1. 西山東、東山東、西和佐、和佐、小倉、安原、四ヶ郷、田野、雑賀崎。 2. 宮前のうち 杭ノ瀬のうち「市道宮前杭ノ瀬三田線」「市道杭ノ瀬田尻線」より西。 3. 宮のうち「近畿自動車道」より東。 4. 直川のうち (1) 「県道粉河加太線」より北。 (2) 「六箇井土地改良区本線」より南。 (3) 「県道粉河加太線」より南で「六箇井土地改良区本線」より北のうち「市道直川12号線」より東。 5. 紀伊のうち (1) 西田井のうち「国道24号線」より南で「市道紀伊44号線」より東で「県道小豆島岩出線」「七瀬川」より北。 (2) 小豆島のうち「国道24号線」より北。 (3) 田屋のうち「国道24号線」より北で「市道直川田屋線」より南で「市道田屋小豆島線」より東。 以外の区域。 6. 川永のうち (1) 島、楠本。 (2) 川辺のうち「国道24号線」より西で「市道川永45号線」より北。 以外の区域。 7. 西脇のうち 磯ノ浦のうち「県道粉河加太線」より南。 8. 加太のうち (1) 深山のうち黒谷。 (2) 加太のうち 炭谷のうち「県道粉河加太線」より北。 以外の区域。 9. 山口のうち (1) 山口西。 (2) 里のうち「国道24号線」より西で「市道山口29号線」より南。 (3) 藤田のうち「市道山口62号線」より南。 以外の区域。 10. 岡崎のうち 神前のうち「和歌山電鐵貴志川線」より西 11. 三田のうち 三葛、田尻 以外の区域。
	海南市	1. 井田、日方、名高、築地、船尾、黒江、馬場町一丁目～三丁目、山崎町一丁目～三丁目、南赤坂、北赤坂、小野田。 2. 岡田のうち「JR紀勢本線」より西。 3. 藤白、鳥居のうち「近畿自動車道」より北。 4. 大野のうち (1) 「県道海南九度山線」より北。 (2) 「県道海南九度山線」より南のうち「近畿自動車道」より北。 5. 幡川のうち「県道海南九度山線」より北。 6. 重根のうち「県道海南九度山線」より北で「市道小野田27号線」より西。

府県名	市町村区名	内 容
和歌山県	岩出市	次の区域を除く。 1. 境谷、押川、船戸、山崎、東坂本、今畑。 2. 吉田、中黒、中島、畑毛、西野のうち「国道24号線」より南。 3. 備前のうち (1) 「市道根来川堤防2号線」より東で「市道備前1号線」より南。 (2) 「市道根来川堤防2号線」より西で「国道24号線」より南。 4. 宮のうち「県道と歌山打田線」「県道小豆島岩出線」より南。 5. 高瀬のうち (1) 「県道泉佐野岩出線」より西。 (2) 「県道泉佐野岩出線」より東で「市道高瀬団地1号線」より南。 6. 清水、大町のうち「県道と歌山打田線」より南。 7. 高塚のうち「県道と歌山打田線」「J R和歌山線」より南。 8. 溝川、岡田のうち (1) 「国道24号線」より北。 (2) 「J R和歌山線」より南。 9. 桜台のうち「市道桜台1号線」より東で「市道桜台34号線」より南以外の区域。

府県名	市町村区名	内 容
滋 賀 県	大津市	1. 藤尾奥町のうち (1) 10. 11. 26. 27. 28. 29. 30街区。 (2) 12街区のうち「水路（大津市管理の普通河川等）」より西。 2. 横木二丁目24. 26. 27. 28. 29. 30街区。
	近江八幡市	1. 鷹飼町南一丁目・三丁目、西本郷町西、西本郷町、安土町西老蘇、安土町東老蘇、上田町、鷹飼町、長光寺町、桜宮町、出町、土田町、中村町。 2. 長福寺町のうち「県道近江八幡竜王線」より東で「市道長福寺長光寺線」より北。 3. 西宿町のうち「国道8号線」「市道西宿武佐線」より南。
	草津市	次の区域を除く。 1. 芦浦町、長東町、片岡町、下寺町、志那中町、志那町、新堂町、集町、北大萱町、御倉町。 2. 下物町のうち烏丸以外の区域。 3. 下笠町のうち「伊佐々川」より南で「県道大津守山近江八幡線」より東以外の区域。 4. 橋岡町のうち「県道草津守山線」より西で「市道橋岡西21号線」「市道橋岡西6号線」より北。 5. 北山田町のうち「市道下物下笠山田線」より西および南。
	守山市	1. 梅田町、勝部一丁目～六丁目、勝部町、伊勢町、今市町、中町、川田町、守山一丁目～四丁目・六丁目、吉身一丁目～七丁目、今宿一丁目～四丁目、今浜町、岡町、吉身町、立入町、下之郷一丁目～三丁目、古高町、今宿町、二町町、大門町、浮気町、大林町、金森町、三宅町、阿村町、千代町、石田町、水保町、荒見町、欲賀町、播磨田町、横江町、焰魔堂町、赤野井町。 2. 小島町のうち (1) 「県道守山中主線」「市道阿比留11号線」より西。 (2) 北苗田、苗田、勘蔵、橋本、中島。 (3) 四反田、阿比留前、久保のうち「県道守山中主線」より東。 (4) 上宮部のうち「県道守山中主線」「市道阿比留11号線」より東。 (5) 飛地。 3. 守山町のうち「目田川」より南。 4. 守山五丁目のうち (1) 「市道古高川口線」より東。 (2) 「市道古高川口線」より西のうち「目田川」より南。 5. 木浜町のうち 中島のうち「県道近江八幡大津線」より東で「市道木浜埋立道路1号線」より西および北。 6. 森川原町のうち「県道大津守山近江八幡線」より東。 7. 環境学習都市宣言記念公園のうち元 今浜町。
	栗東市	1. 美之郷、中沢一丁目～三丁目、小柿一丁目～十丁目、野尻、蜂屋、縄一丁目～十丁目、霊仙寺一丁目～六丁目、荻原、小平井一丁目～四丁目、笠川、川辺、出庭、六地藏、下戸山、上鈎。 2. 御園のうち (1) 松倉、大平田、柳原。 (2) 向出1番地～835番地。 (3) 赤曾根のうち「県道栗東信楽線」より西。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	栗東市	3. 上砥山のうち「金勝川」より南。 4. 荒張のうち (1) 西ヶ谷、峠口、正林谷、西嫁畑、峠。 (2) 雨丸1番地～915番地。 (3) 松ヶ下1番地～946番地。 (4) 十九道山のうち「道々林道」より東。 (5) 道々のうち「市道荒張峠口南線」「道々林道」より東。 5. 岡、目川のうち「金勝川」より西。 6. 下鈎のうち (1) 「県道栗東志那中線」より北。 (2) 「県道栗東志那中線」より南で「ＪＲ東海道新幹線」より西。 7. 十里のうち (1) 北井ノ尻、南井ノ尻、鯉ヶ池、中瓜生、南瓜生、上樋ノ口、西カヤ、横田、南ノ口、海道田、三反田、一本手、川原田。 (2) 元 北井ノ尻、南井ノ尻、鯉ヶ池、スゲ田、中瓜生、南瓜生、上樋ノ口、西カヤ。 8. 北中小路のうち「市道北中小路1号幹線」より東。 9. 大橋二丁目のうち「中ノ井川」より西および北。 10. 坊袋のうち「ＪＲ東海道新幹線」より東のうち「国道1号線」より南。
	甲賀市	1. 水口町下山のうち (1) 「思川」より北。 (2) 引坊、久巳んす塚。 (3) 市場のうち「県道泉日野線」より西で「市道下山市場幹線」より南。 2. 水口町泉のうち (1) 西山、西ノ野、廻り田。 (2) 才子、揚木、三十六、山之神のうち「国道1号線」より北。
	野洲市	1. 竹生、市三宅、冨波乙、小篠原、辻町、竹ヶ丘、北野一丁目、久野部、冨波甲、行畑一丁目・二丁目、野洲、行畑、大畑、三上。 2. 大篠原のうち (1) 込田、山田。 (2) 天徳のうち「市道大篠原天徳線」より西および北で「市道1号線」より北。 3. 上屋のうち (1) 見星寺、井田、与六郎。 (2) 上柴原のうち「ＪＲ東海道新幹線」より西。 (3) 里之内のうち「市道小堤永原線」より南で「ＪＲ東海道本線」より西。 4. 妙光寺のうち (1) 大行司、塚越、上六反田、上山田。 (2) 下山田のうち「市道東林寺妙光寺線」より東。 5. 永原のうち (1) 「県道大津能登川長浜線」より西で「市道上屋西河原線」より南。 (2) 上町のうち ① 「市道小堤永原線」より南で「市道久野部小南線」より東。 ② 「市道久野部小南線」より西で「市道上町1号線」より南で「県道大津能登川長浜線」より東。
	湖南市	1. 石部が丘一丁目、石部口三丁目・四丁目、石部緑台二丁目、石部西三丁目、宝来坂一丁目～三丁目、岡出一丁目・二丁目、石部中央二丁目・三丁目。 2. 丸山三丁目のうち「立石川」より南。

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	湖南市	3. 西寺五丁目のうち元 西寺北浦。 4. 西寺六丁目のうち元 西寺ケシ本。 5. 西寺のうちケシ本。 6. 日枝町、若竹町、西峰町、高松町、水戸町、梅影町、小砂町、大池町、岩根中央一丁目～三丁目、平松北一丁目～三丁目、日枝山手台一丁目～三丁目、日枝あおい、中央三丁目、朝国、夏見。 7. 岩根のうち「大谷川」より東で「思川」より北。 8. 下田のうち (1) 「国道477号線」より南で「県道彦根八日市甲西線」より東。 (2) 一ノ瀬2985～2990。 9. 柑子袋のうち (1) 河原。 (2) 高樋のうち「J R草津線」より北。 (3) 中ノ町のうち ① 「県道草津伊賀線」より北。 ② 「県道草津伊賀線」より南で「市道高樋線」より西。 10. 平松のうち (1) 八公田。 (2) 堂ノ前のうち「J R草津線」より北。 11. 針のうち (1) 溝田。 (2) 雁地のうち「J R草津線」より北。
		1. 八日市緑町、御園町、岡田町、寺町、蛇溝町、八日市本町、外町。 2. 東沖野四丁目のうち「市道東沖野尻無線」より東。 3. 妙法寺町のうち沖野。 4. 林田町のうち (1) 松ノ木。 (2) 南地のうち「国道421号線」より北で「市道立石林田線」より東。 (3) 北地のうち「市道立石林田線」より東。 (4) 野田のうち「市道林田4号線」より西。 5. 五智町のうち 奥野のうち「県道八日市蒲生線」より西。 6. 中小路町のうち相生、前鏡。 7. 川合町のうち (1) 扇山。 (2) 平子のうち「名神高速道路」より南で「近江鉄道本線」より東。 8. 川南町、林町、平柳町、山路町、鉢光寺町、伊庭町、佐生町、湯屋町、鯉江町、小川町、猪子町、佐野町、神郷町、長勝寺町。 9. 今町のうち「県道大津能登川長浜線」より西で「大同川」より北。 10. 五個荘日吉町、五個荘七里町のうち「瓜生川」より西。
	日野町	北脇。
	竜王町	1. 岡屋、鏡、西川、山面。 2. 山之上のうち杉谷、菖浦谷、上三反長、除ヶ谷、武士ヶ谷、長谷。 3. 薬師のうち「国道477号線」より西。
	彦根市	次の区域を除く。 1. 「犬上川」より南のうち

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	彦根市	(1) 八坂町、清崎町、賀田山町、楡町、川瀬馬場町、南川瀬町、高宮町、開出今町以外の区域。 (2) 清崎町のうち「市道賀田山日夏線」より東で「市道清崎南川瀬線」より南以外の区域。 (3) 賀田山町のうち「市道賀田山日夏線」より東で「県道賀田山安食西線」より北以外の区域。 (4) 楡町のうち「ＪＲ東海道本線」より東。 2. 「犬上川」より北のうち (1) 男鬼町、武奈町、中山町、善谷町、莊厳寺町、仏生寺町、笹尾町、甲田町、下矢倉町、鳥居本町、宮田町、佐和山町、小野町、原町、幸町。 (2) 松原町のうち ① 「ＪＲ東海道本線」より東。 ② 「矢倉川」より北で「県道大津能登川長浜線」より東。 ③ 「矢倉川」より南で「県道大津能登川長浜線」より西。
	滋賀	次の区域を除く。 1. 永久寺町、高橋町、大東町、今川町、七条町、南小足町、榎木町、口分田町、保田町、今町、国友町、泉町、新庄馬場町、小沢町、下之郷町、森町、春近町、石田町、堀部町、保多町、垣籠町、東上坂町、西上坂町、千草町、八条町、本庄町、常喜町、鳥羽上町、名越町、布勢町、小一条町、加田町、加田今町。 2. 田村町のうち (1) 「ＪＲ北陸本線」より東。 (2) 「ＪＲ北陸本線」より西のうち「南川幹線排水路」より南および「県道大津能登川長浜線」より西。
	賀 賀	3. 池奥町、今莊町、飯山町、内保町、瓜生町、上野町、太田町、大依町、岡谷町、大路町、小野寺町、鍛冶屋町、木尾町、北池町、北ノ郷町、北野町、草野町、黒部町、郷野町、小室町、佐野町、須賀谷町、相撲庭町、尊勝寺町、尊野町、醍醐町、大門町、高畑町、高山町、田川町、谷口町、寺師町、当目町、徳山町、南郷町、西主計町、西野町、西村町、乗倉町、野瀬町、野田町、野村町、東主計町、東野町、平塚町、法楽寺町、三田町、南池町、八島町、山之前町、湯次町、力丸町、龍安寺町。
県	長浜市	4. 安養寺町、稲葉町、大浜町、落合町、上八木町、香花寺町、小観音寺町、下八木町、十九町、曾根町、富田町、難波町、錦織町、新居町、野寺町、早崎町、益田町、南浜町、八木浜町、弓削町。 5. 新旭町、大井町、柿ノ木、唐国町、桜町、五村、酢、田町、大寺町、月ヶ瀬町、中野町、長田町、西大井町、三川町、宮部町。 6. 湖北町青名、湖北町石川、湖北町伊部、湖北今町、湖北町今西、湖北町海老江、湖北町延勝寺、湖北町小倉、湖北町尾上、湖北町賀、小谷上山田町、湖北町河毛、小谷郡上町、湖北町小今、湖北町五坪、湖北町沢、下山田、湖北町大安寺、大光寺町、湖北高田町、湖北町田中、湖北町津里、湖北町留目、湖北町猫口、湖北町速水、湖北東尾上町、湖北町二俣、湖北町別所、湖北町南速水、小谷美濃山町、湖北町馬渡、湖北町山本、湖北町山脇、湖北町八日市。 7. 高月町雨森、高月町磯野、高月町井口、高月町宇根、高月町落川、高月町尾山、高月町柏原、高月町片山、高月町唐川、高月町熊野、高月町重則、高月町高月、高月町高野、高月町渡岸寺、高月町西阿閉、高月町西野、高月町西物部、高月町西柳野、高月町東阿閉、高月町東高田、高月町東物部、高月

府県名	市町村区名	内 容
滋賀県	長浜市	町東柳野、高月町布施、高月町保延寺、高月町洞戸、高月町馬上、高月町松尾、高月町持寺、高月町森本、高月町柳野中、高月町横山。 8. 木之本町赤尾、木之本町石道、木之本町大音、木之本町大見、木之本町音羽、木之本町金居原、木之本町川合、木之本町北布施、木之本町木之本、木之本町黒田、木之本町小山、木之本町杉野、木之本町杉本、木之本町千田、木之本町田居、木之本町田部、木之本町西山、木之本町飯浦、木之本町廣瀬、木之本町古橋、木之本町山梨子。 9. 余呉町池原、余呉町今市、余呉町小谷、余呉町奥川並、余呉町小原、余呉町尾羽梨、余呉町上丹生、余呉町川並、余呉町国安、余呉町坂口、余呉町下丹生、余呉町下余呉、余呉町新堂、余呉町菅並、余呉町摺墨、余呉町田戸、余呉町椿坂、余呉町中河内、余呉町中之郷、余呉町針川、余呉町東野、余呉町文室、余呉町八戸、余呉町柳ヶ瀬、余呉町鷺見。 10. 西浅井町大浦、西浅井町小山、西浅井町沓掛、西浅井町黒山、西浅井町塩津中、西浅井町塩津浜、西浅井町集福寺、西浅井町庄、西浅井町菅浦、西浅井町月出、西浅井町中、西浅井町野坂、西浅井町八田部、西浅井町祝山、西浅井町岩熊、西浅井町山門、西浅井町山田、西浅井町余、西浅井町横波。
	米原市	宇賀野、飯、箕浦、大清水、梅ヶ原、磯、高溝、顔戸。
	愛荘町	1. 愛知川。 2. 東円堂のうち「県道小田苅愛知川線」より西。
	甲良町	在土、尼子、小川原。
	多賀町	1. 多賀、中川原、月之木、土田。 2. 久徳のうち「芹川」より南。 3. 四手のうち「四手川」「南四手川」より西で「町道富之尾四手線」より北。

府県名	市町村区名	内 容
岡山県	備前市	東片上。